Deloitte.



Singapore | Tax & Legal | January 2023



Overseas Vendor Registration ("OVR") Regime The Extended Overseas Vendor Registration Regime

国外事業者 GST 登録制度とその拡大制度について

2020年1月より前のGST 税制では、海外から輸入された物品(輸入物品)へのGST 課税の仕組みはありましたが (Import GST)、輸入された役務(サービス)への課税制度がありませんでした。そのため、消費者がシンガポール国内で役務を受ける際、シンガポール国内事業者からの役務提供であれば GST が賦課されますが、同じ役務を海外の事業者から提供された場合は GST が賦課されず、結果として国内事業者に不利な状況が続いてきました。

電子取引の急速な発展により一般消費者がインターネットを通じて海外から GST が 賦課されない役務提供を受けることが日常的となることに伴って、上記、国内事業 者に不利な状況が拡大してきました。そのため、国内と国外の事業者間での GST の 取扱いの違いによる格差の是正を目的として 2020 年 1 月に以下の新制度が導入さ れ、輸入される役務(輸入サービス)にも GST が課税されることとなりました:

- Reverse Charge (RC): B2B (Business-to-Business*) における輸入サービスに対する課税制度
- Overseas Vendor Registration (OVR): B2C(Business-to-Customer*) における輸入デジタルサービスに対する課税制度

(* それぞれに含まれる事業体や個人は IRAS にて別途定義されています。)

この制度改正による OVR 制度により GST 課税対象となった B2C に関する輸入サービスは以下の通り、いわゆる"デジタルサービス"に限られておりました。なお、デジタルサービスは、"インターネットなどの電子媒体でのみ提供され得るもので人の関

与が無い、または無いに等しいコンテンツのもの"と定義付けられています。

2020 年 1 月より OVR 制度により GST 課税対象となった B2C 輸入サービス:

① デジタル・サービス(購読料方式のメディアやソフトウェアなど)

この OVR 制度について 2023 年 1 月より課税範囲が拡大され (the "Extended OVR Regime") 上述のデジタル・サービスに加え、これまで対象外だった非デジタル・サービスも新たに GST 課税対象となりました。なお、輸入物品についても従前課税が免除されていた低価格商品が新たに課税対象となりました。

2023年1月1日よりOVR制度に追加されたGST課税対象項目:

- ① 輸入サービス:非デジタル・サービス(ライブ映像の塾やフィットネス、カウンセリングなど)
- ② 輸入物品:低価格商品(航空便・郵便で輸入された 400 ドル以下の定額商品)



(図:IRAS 資料より抜粋)

なお、上図の通り、2020年の改正以来課税対象となっているデジタル・サービスと、2023年1月より追加で課税対象となった非デジタル・サービスは総称して"リモート・サービス"と呼ばれ"役務提供地と役務受領地の間に関係性を必要としないサービス"と定義されています。

従って、シンガポール国内の GST 非登録者である消費者に対してデジタルサービスを提供する国外の事業者への課税制度として始まった OVR 制度ですが、2023 年改正により、リモート・サービスや低価格商品 (LVG: Low-Value Goods) をシンガポール国内の GST 非登録者である消費者向けに提供する国外の事業者に対する課税制度にバージョンアップすることとなります。

ただし、シンガポール国内事業者でも国外に保管してある GST 非課税の物品をシンガポール国内の消費者に直接販売する場合は本改正に伴い 2023 年 1 月から販売時に GST を課す必要があります。

本改正によって、OVR 制度の適用対象となる国内・国外事業者で GST 未登録の事業者は次のいずれかの要件を満たす場合に GST の登録義務を負うことになります。

- 1. 直近の暦年 1 年間における全世界売上高、およびシンガポールへのリモート・サービス/LVG の提供額がそれぞれ 100 万シンガポールドル、10 万シンガポールドルを超える場合(Retrospective Basis: 実績基準)
- 2. 今後 12 カ月間における全世界売上高、およびシンガポールへのリモート・サービス/LVG 提供額がそれぞれ 100 万シンガポールドル、10 万シンガポールドルを超えることが予測される場合(Prospective Basis: 予測基準)

GST 登録義務が発生した場合、GST 登録申請の提出期限は実績基準では該当暦年の末日から30日以内、予測基準ではGST 登録義務が発生する見通しが確定した日から30日以内と規定されています。

従って、リモート・サービス/LVG をシンガポール消費者向けに提供している事業者

は提供サービスが OVR 制度に該当するものか、該当する場合、年間の取引規模・金額はどのくらいか、また提供先顧客は GST 登録者か否かを確認、精査する必要があります。

GST 登録義務発生日から登録手続き期限までは 30 日と短期間ですので、会社の事業取引が OVR 制度に該当して GST 登録義務があるのか判定が難しいという場合は、登録遅延に対するペナルティなどを避けるためにも、時間がかかっている旨を IRAS に連絡・相談しておくことをお勧めします。デロイトシンガポールでも国内・国外企業の OVR 制度への対応についてサポートしていますのでいつでもご相談ください。

連絡先

記事の内容に関する詳細やご質問は以下までお問い合わせください。



杉山 しのぶ Shinobu Sugiyama Collins Senior Manager, International Tax Deloitte Singapore

+65 6800 2405 ssugiyama@deloitte.com

高橋良克

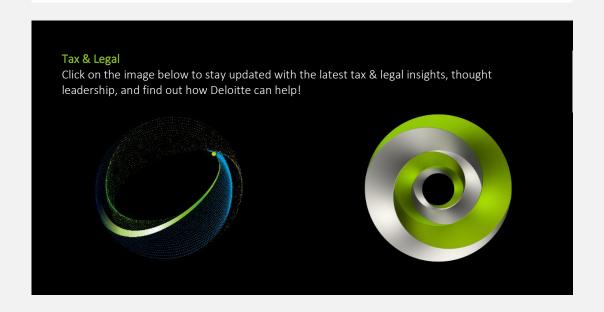
Yoshikatsu, Takahashi Director, International Tax Deloitte Singapore

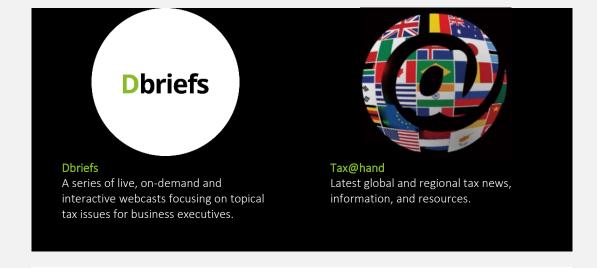
+65 6224 8288 yotakahashi@deloitte.com

矢部直人

Naoto, Yabe Senior Manager, International Tax Deloitte Singapore

+65 6531 5228 nayabe@deloitte.com





Get in touch









Deloitte Singapore | Add Deloitte as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Singapore

In Singapore, services are provided by Deloitte & Touche LLP and its subsidiaries and affiliates.

Deloitte & Touche LLP (Unique entity number: T08LL0721A) is an accounting limited liability partnership registered in Singapore under the Limited Liability Partnerships Act (Chapter 163A).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2023 Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd.

Deloitte Singapore が提供する主なサービス内容や、過去のニュースレター・セミナーの情報については、<u>こちら</u>をご参照ください。 please click the link to see Deloitte Singapore JSG website!